

①

平成23年4月18日

厳格に取り扱う

↓

法以前の
既存不適格として
扱った門・塀等を
対象とする。

建築基準法第42条第2項に基づく道路の後退線内に

門・塀等が存する場合の取り扱いについて

1 確認申請時

新築、増改築、移転又は大規模修繕・模様替に係る確認申請において、建築物が2項道路の後退線内に存在する場合は、確認済証を交付しないこととする。なお、配置図には新設及び既存の門・塀について明記させるとともに、既存の門・塀が2項道路の後退線内に存在する場合は、不適合となる部分について撤去する旨を明記させることとし、撤去についての明記がない場合は、確認済証を交付しないこととする。

2 完了検査時

2項道路の後退線内に附属する門・塀が存在している場合は、法第44条に適合していないこととなるため、検査済証を交付しないこととする。

工場などに設置された荷物用昇降機による事故についてのお知らせ

近年、工場や作業場等において、荷物を運搬する昇降機及びリフト（以下、荷物用昇降機という。）による死亡又は重大な人身事故が全国的に多発しております。（過去3年間で28件の死亡事故）

姫路市内の工場においても、平成21年2月と平成22年12月に荷物用昇降機による死亡事故が相次いで発生しました。

貴事業所に荷物用昇降機が設置されている場合には、死亡事故等が多発していることをふまえ、改めて荷物用昇降機の点検、安全確認を行っていただくと共に、引き続き安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

（主な事故例）

- ・ 2階の乗場から昇降路に転落し死亡。
- ・ かごの天井部と2階床の間に挟まれ死亡。

【建築基準法の適用について】

工場等に設置される荷物用昇降機に関しては、原則として労働安全衛生法と建築基準法が適用されます。建築基準法では、昇降機の安全性を考慮した構造規定が定められており、建築基準法に基づく昇降機の建築確認、完了検査、定期検査報告の手続きが必要です。

建築基準法に適合しない荷物用昇降機を設置されている場合には、法に適合する昇降機へ改修していただきますようお願いいたします。建築基準法に基づく手続や基準に関しご不明な点等がありましたら、下記問い合わせ先までご相談くださいようお願いいたします。

（重大事故につながる恐れがある昇降機の例）

- ・ 昇降路やかごに壁がないもの。（金網で囲ってある場合を含む。）
- ・ 昇降路やかごの出入口に戸がないもの。
- ・ かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止していないときに、昇降路又はかごの戸が開くもの。
- ・ 基準に適合しないホイスト（荷物の上げ下ろしや運搬に用いる小型の巻き上げ装置）にかごを取り付けた構造となっているもの。

〔問い合わせ先〕

姫路市都市局まちづくり推進部建築指導課 指導・防災・設備担当

〒670-8501 姫路市安田4丁目1番地（本庁舎5階）

電話番号 079-221-2549（直通） FAX 079-221-2548

E-mail kentikus@city.himeji.hyogo.jp

※ この文書は姫路市内の工場の事業者様に送付しています。該当しない方に送付されていた場合はご容赦願います。

③

平成 23 年 2 月 21 日

各 位

姫路市都市局まちづくり推進部建築指導課

立入指導の対象とする建築士事務所の情報提供について

建築行政の推進について、平素より格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「兵庫県建築物安全安心実施計画」（以下「実施計画」という。）においては、これまで完了検査率の向上を重点目標に掲げ、各種団体・姫路市が取り組みを進めた結果、姫路市においても検査率が 87.0%（平成 21 年度）まで向上し、一定の効果を上げることが出来ました。

しかしながら、近年は検査率の向上は鈍化しており、第 4 次計画の実施計画に掲げた目標である「完了検査の完全実施」については、達成が困難な状況となっております。

調査の結果では、ある特定の建築設計事務所が設計・工事監理に関与した物件の検査率が著しく低いなどの問題もあり、今後の完了検査の完全実施に向けてはこれまでの取り組みに加え、常習違反者等に対する個別的な対応が必要と考えているところです。

兵庫県は建築士事務所業務の適正運営の確保、違反建築物の発生防止、建築物の質の向上等を図るため、建築士法に基づく建築士事務所への立入指導を行っており、姫路市は完了検査率が低いなど下記の建築士事務所について兵庫県へ情報提供を行うことといたしました。

記

姫路市から兵庫県へ情報提供を行う建築士事務所

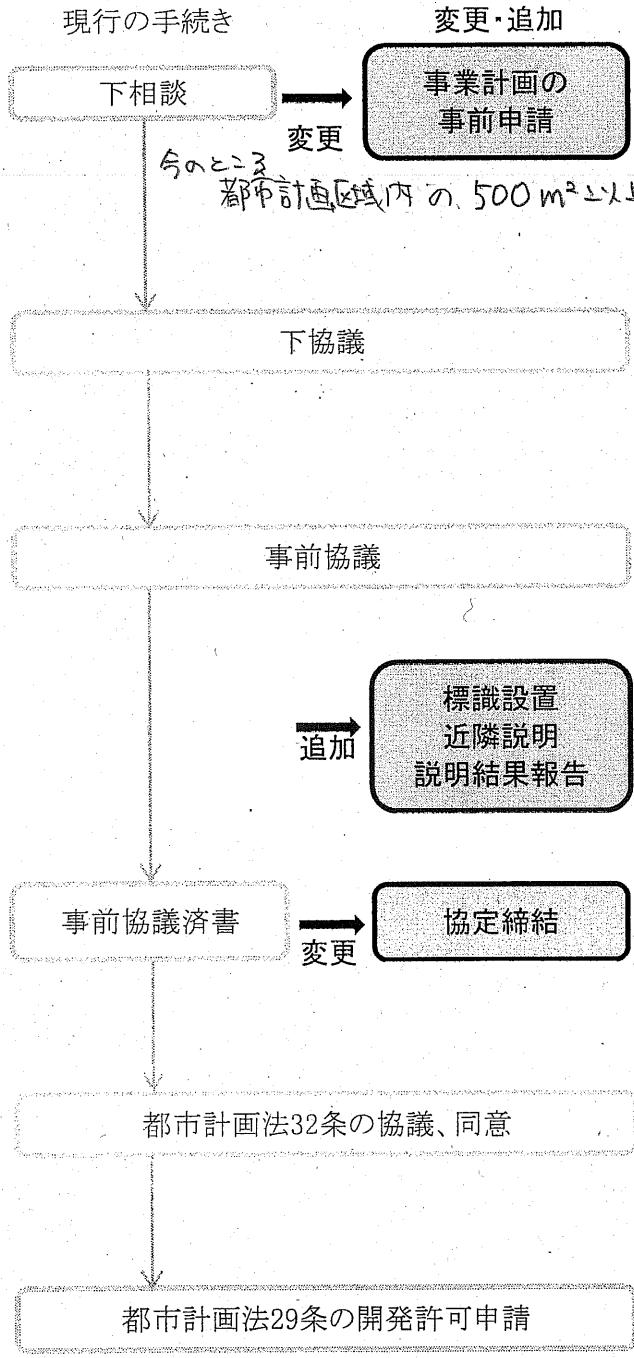
1. 設計・工事監理に関与した物件の完了検査率が低い建築士事務所
2. 業務において建築士法・建築基準法違反が疑われる建築士事務所

開発指導要綱の条例化について

趣旨

開発行為の手続きや許可基準について、これまでは開発指導要綱に基づいて行ってきたものを、見直しに合わせて条例として制定しようとするもの

概念図



今のところ 都市計画区域内の500㎡以上の土地での建築他の行為を行う場合に必要

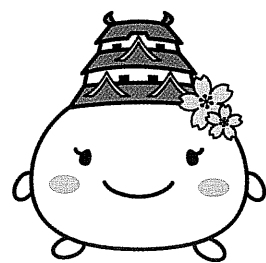
- ・標準処理期間明示有
- ・条例案をまとめ、平成23年度中に
府示し、パブリックコメントを行う。
- ・その後、条例制定。
↓一定期間をみる
平成24年度中には運用したい。

姫路市収入証紙をご購入の皆さまへ

平成23年4月1日(金)から 手数料の納付方法が変わります。

現在、一部の手数料の納付にあたりお買い求めいただいている姫路市収入証紙を、平成23年3月31日をもって廃止します。今後、買い置き等は控えていただきますようお願いいたします。

※平成23年3月31日までは、引き続き収入証紙をご使用ください。



しろまるしめ
(姫路市イメージキャラクター)

対象となる主な手数料については、裏面をご覧ください。

【平成23年4月1日からの手数料の納付方法】

納付書による納付又は申請窓口での現金納付になります。どちらの方法によるかは、各申請窓口(裏面をご覧ください。)までお問い合わせください。

【未使用証紙の払戻し】

未使用の姫路市収入証紙がお手元に残っている場合は、払戻しをさせていただきます。

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間に、未使用証紙・印鑑・(口座振込による払戻しの場合のみ)振込先口座が確認できるものを会計課までお持ちください。

※土・日、休日、年末年始は、姫路市本庁舎閉庁日のため受け付けできません。

※払戻しに必要な書類については、会計課で配付しているほか、姫路市ホームページからもダウンロードしていただけます。

●払戻し金額が100,000円以下 ⇒原則、当日現金でお返しします。

●払戻し金額が100,001円以上 ⇒後日、口座振込の方法でお返しします。

※ただし、消印のあるもの、著しく汚染・き損のあるものは払戻しできません。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。姫路市会計課までお問い合わせください。

(HP) http://www.city.himeji.lg.jp/s120/2212694/_8607.html

姫路市収入証紙

検索

(TEL) 079-221-2694・2695

(FAX) 079-221-2696

※平成23年4月1日からの手数料の納付方法については、各申請窓口でご確認ください。

公共工事を受注しようとする建設業者の経営を事前に評価する経営事項審査制度については、近年の建設投資の減少とそれに伴う競争の激化等を踏まえ、公共工事における適正な企業評価を実施する観点から、従来にも増して企業実態をより適正に評価できる仕組みに改善していくことが重要となっています。

このため、本年3月に発表した「入札契約制度の更なる改善」に基づき、中央建設業審議会において審査基準の改正について審議を行う(7月26日取りまとめ)とともに、虚偽申請防止対策の強化について検討を行ってきました。

今般、これらの審議・検討の結果を踏まえ、以下のとおり、経営事項審査の審査基準について、ペーパーカンパニー対策など評価の適正化の観点、現下の社会経済情勢を踏まえた多様なニーズへの対応の観点から所要の改正を行うとともに、虚偽申請防止対策の強化のための運用面の改善を図ることとしましたのでお知らせします。

1. 審査基準の改正内容

(1) 技術者に必要な雇用期間の明確化

技術者の名義借り等の不正を防止するため、評価対象とする技術者を「審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係のある者」に限定する。

また、高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者については、雇用期間が限定されていても評価対象に含める。

(2) 完成工事高の評点テーブルの上方修正

建設投資の減少により平均点が低下している完工高(X1点)及び元請完工高(Z2点)について、今年度の建設投資見込額のもとで平均点が制度設計時の平均点700点となるよう評点テーブルを補正し、全体としてバランスのとれた評価を行うとともに、適切な入札機会を確保する。

この措置により、完工高(X1点)は平均点で約12点の上昇、元請完工高(Z2点)は平均点で約91点の上昇となる。

(3) 再生企業に対する減点措置

債権カット等により地域の下請企業等に多大な負担を強いた再生企業(民事再生企業及び会社更生企業)について、社会性等(W点)の評価で、以下の減点措置を創設する。

○ 再生期間中(手続開始決定日から手続終結決定日まで)は、一律マイナス60点(「営業年数」評価の最高点)の減点

○ 再生期間終了後は、「営業年数」評価はゼロ年から再スタート

なお、この措置は平成23年4月1日以降に民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てを行う企業から適用する。

(4) 社会性等(W点)の評価項目の追加

1. 建設機械の保有状況

地域防災への備えの観点から、建設機械抵当法に規定する「建設機械」のうち、災害時に使用される代表的な建設機械(ショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベル)について、所有台数に応じて加点評価を行う。(一台につき1点、最高15点)

なお、建設機械のリースが増えてきている現状を踏まえ、経審の有効期間(1年7ヶ月)中の使用期間が定められているリースについても、同様に取り扱う。

2. ISOの取得状況

多くの都道府県等が発注者別評価点で評価しているISO9001及びISO14001の取得状況について、受発注者双方の事務の重複・負担の軽減を図るため、経審の評価項目に追加する。(片方で5点、両方で10点)